

研究生出願（入学）の手引き

滋賀医科大学医学部又は大学院医学系研究科の研究生として入学を希望される方は、下記の諸事項の記載内容をご確認のうえ、所定の出願手続をおこなってください。

記

1. 出願資格

（１）医学部研究生

大学を卒業した者及びこれと同等以上の学力があると認められた者で、かつ、研究能力があると認められた者。

（２）大学院医学系研究科研究生

大学院修士課程以上を修了した者又は大学院においてこれと同等以上の学力があると認められた者で、かつ、研究能力があると認められた者。

2. 入学時期及び在籍期間

４月又は１０月の１日とする。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、各月の１日に入学することができる。

なお、在籍期間は、最長で入学を希望する月が属する年度の末日までとする。

3. 出願手続

（１）出願期間

入学を希望する月の前々月の１日から２０日までの間とする。

ただし、特別の事情があり９月に入学しようとする場合は、６月１日から２０日までの間とする。

（２）提出書類等

入学を希望する者は、研究事項について指導教員の承認を事前に得てから、次の書類を提出すること。

①研究生入学願書（所定様式）

（※研究生の区分に○を付すこと。）

②履歴書（所定様式）

③最終学校卒業（修了）証明書

④検定料（９，８００円）（※現金持参も可。銀行振込の場合は検定料の納付が完了したことを示すものを同封すること。納付先は ４．検定料の納付について を 参照すること。）

⑤選考結果通知用封筒（角型２号）またはレターパック封筒

（※氏名及び送付先住所を明記のうえ、角型２号の場合は４９０円分の切手を貼付のこと。）

- ⑥所属長による承諾書（医療機関、教育機関、公的機関等に在職する者）（所定様式）
- ⑦所属長による確約・承諾書（民間企業等に在職する者）（所定様式）
- ⑧本人の確約書（民間企業等に在職する者）（所定様式）
- ⑨在留カード又は外国人登録証明書の写し（日本国籍以外の者）
（※⑥～⑨については、該当する者のみ提出のこと。）

（３）提出先

- １－（１）：学務課学部教育支援係（一般教養棟１階 ☎077-548-2068・2069）
- １－（２）：学務課大学院教育支援係（一般教養棟１階 ☎077-548-2095・2096）

４．検定料の納付について

現金の持参又は銀行振込により納付すること。銀行振込による場合は、次のいずれかの銀行口座に検定料相当額（９，８００円）を過不足ないように入金し、手数料は振込人負担とする。

【滋賀銀行】	瀬田駅前支店	普通預金	0146970	国立大学法人滋賀医科大学
【関西みらい銀行】	草津南支店	普通預金	0514443	国立大学法人滋賀医科大学
【三菱 UFJ 銀行】	草津支店	普通預金	1102147	国立大学法人滋賀医科大学

なお、検定料の支払前に、３－（３）の部署まで連絡をし、出願資格等の条件を満たしていることを必ず確認すること。

また、検定料の納付が完了したことを示すもの（ATM のご利用明細票、ネットバンキングの振込完了ページのスクリーンショット画面等）を提出書類一式と一緒に提出すること。

５．選考結果及び入学手続

詳細については、３－（２）－⑤の封筒等により出願者本人へ直接通知する。
入学手続完了者には、入学許可書及び研究生身分証を交付する。

６．入学料及び授業料

別途送付する振込用紙で市中銀行へ、本学が指定する期日までに入学料及び授業料を納付すること。

①入学料 ８４，６００円

（※期日までに納付されない場合は、入学の許可を取り消すことがある。）

②授業料 月額２８，９００円

（※前期（４～９月）及び後期（１０～３月）において、各期内に在籍する月数に相当する額を期日までに納付すること。）

※入学料及び授業料に関する問い合わせ先：

会計課出納係（管理棟３階 ☎077-548-2032）

７．健康診断、感染症抗体検査及びワクチン接種報告

所定の入学手続が完了した後、健康診断書（所定様式）等を送付するので、病院・保健所等で健康診断等を受診のうえ、来学日までに３－（３）の提出先へ郵送にて提出すること。

なお、本学医学部附属病院では健康診断等は実施していないので、健康診断を実施している病院・保健所等で受診すること。

また、勤務先等で受診した健康診断等に係る健康診断書又はその写しをもって、所定様式に代えることができる。

8. 期間延長手続

在籍を許可された期間の満了後も引き続き在籍を希望する場合は、期間満了日が属する月の前月の１日から２０日までの間に、研究生期間延長願（所定様式）及び３－（２）提出書類等の⑤～⑨を３－（３）の提出先へ提出すること。

（※３－（２）提出書類等の⑥～⑨については、該当する者のみ提出のこと。）

9. その他

納付された検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

その他不明点については、３－（３）に記載の部署へ照会すること。